

救急救命士による処置範囲の拡大について

救急救命士法施行規則の改正に伴い、平成26年4月1日より、救急救命士による救急救命処置の範囲が拡大されました。これまで実施が可能だった救急救命処置の内容と、新たに追加された救急救命処置の内容については以下のとおりです。十日町地域消防本部では、救急救命士及び救急隊員に対して計画的な教育を実施し、救命率の向上を図ってまいります。

これまで実施が可能だった救急救命処置

1. 心肺停止時の乳酸リンゲル液を用いた静脈路確保のための輸液
2. 食道閉鎖式エアウェイ、ラリngeアルマスクまたは気管内チューブによる気道確保
3. アドレナリンを用いた薬剤の投与

新たに追加された救急救命処置

1. 心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液
2. 血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与
(※現在、早期対応開始に向けて、関係機関と調整中です。)

